

## 利用可能なスマホ決済アプリ

- PayPay請求書払い
- LINE Pay請求書支払い
- au PAY (請求書支払い)・銀行Pay (ゆうちょPayなど)
- 楽天銀行コンビニ支払サービス
- PayB

### ご利用の際の注意事項

- 金額が30万円を超えている納付書は利用できません。
- バーコードが印字されている納付書のみ利用できます。
- 口座振替を利用している場合は、スマホ決済アプリを利用した納付はできません。
- 納付書1枚ごとに納付手続きが必要です。
- スマホ決済アプリを利用して納付した場合、納付書を見ても納付済みであることを確認できません。二重に納付しないようご注意ください。(ご自身で余白などに納付済みである旨を記載するなど、納付済みであることが分かるように管理してください)

## 領収書・納税証明・納入証明について

### ■領収書

スマホ決済アプリを利用した場合、領収書は発行されません。領収書が必要な場合は納付書裏面に記載されている金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

### ■市税の納税証明・上下水道料金の納入証明について

スマホ決済アプリからの納付を確認できるまでに2週間程度かかる場合があります。納税証明は、納付情報が確認できた日以降にしか発行できませんのでご注意ください。お急ぎの場合は納付書裏面に記載の金融機関やコンビニエンスストアで納付後、領収書を持参の上、市役所税証明窓口(水道料金は料金課)で取得してください。

### ■軽自動車税(種別割)の納税証明について

スマホ決済アプリから軽自動車税を納付した場合、納付書に添付の軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)の利用はできませんのでご注意ください。

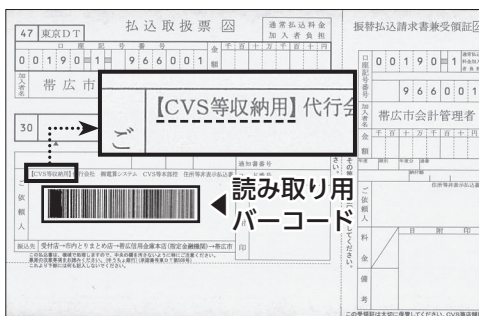
# スマホで一部の市税・料金が納付できるようになります

**問い合わせ** 収納課(市庁舎2階、☎65・4125)、  
住宅営繕課(市庁舎3階、☎65・4190)、  
こども課(市庁舎3階、☎65・4158)、  
料金課(市庁舎水道棟1階、☎65・4213)

| 納付可能な税・料金      | 担当課   |
|----------------|-------|
| ①市道民税(普通徴収)    | 収納課   |
| ②固定資産税・都市計画税   |       |
| ③軽自動車税(種別割)    |       |
| ④国民健康保険料(普通徴収) |       |
| ⑤介護保険料(普通徴収)   | 住宅営繕課 |
| ⑥市営住宅使用料       |       |
| ⑦市営住宅駐車場使用料    | こども課  |
| ⑧保育料           |       |
| ⑨上下水道料金        | 料金課   |

**スマホ決済アプリで自宅から納付可能に!**  
令和4年4月より一部の税・料金がスマートフォン決済アプリ(以下スマホ決済アプリ)で納付可能になります。(左表)  
お持ちのスマートフォンにスマホ決済アプリをインストールし、市税などの納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、事前にチャージした電子マネーの保有残高や登録した銀行口座から、市税などの納付をすることができるようになります。

図 利用可能な納付書(払込取扱票)



▲利用可能な納付書には【CVS等収納用】と記載されています。

令和4年4月1日以降に発行した納付書が対象です。スマホ決済アプリによる支払いは、令和4年4月1日以降に帯広市で発行した納付書から利用できます。(左図)  
なお、令和4年3月31日以前に発行したものは対応できませんので、利用を希望される場合は各担当課にお問い合わせください。

## 申請に必要なもの

### ▶マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない場合は、通知カードなどの個人番号を確認できる書類と運転免許証などの本人確認書類(顔写真付きであれば1点、顔写真なしであれば2点)

### ▶年金手帳、または基礎年金番号通知書

### ▶学生であることを証明できるもの

学生証の写し(両面)、または在学証明書の原本

図1 基準額の計算方法

$$\text{基準額} = 128\text{万円}^{*1} + (\text{扶養親族などの数} \times 38\text{万円}) + \text{社会保険料控除額など}$$

※1 令和2年度以前は118万円

表 学生納付特例承認後の年金

|        | 受給資格期間への算入 <sup>※2</sup> | 年金額への反映         |
|--------|--------------------------|-----------------|
| 納付     | ○                        | ○               |
| 学生納付特例 | ○                        | × <sup>※3</sup> |
| 未納     | ×                        | ×               |

※2 年金を受給するためには一定の要件があります。

※3 承認された期間から10年以内に保険料を納付(追納)すると年金額に反映されます。

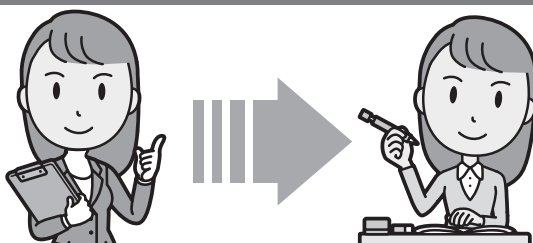
## 追納制度

学生納付特例が承認されると、通常どおり保険料を納めた場合に比べ、受け取る年金額が承認期間に応じて少なくなります。これを補うために、学生納付特例が承認された期間から10年以内であれば、年金の受給前に限り、さかのぼって保険料を納めることができます。

ただし、承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に、経過期間に応じた額が加算されます。追納を希望する場合は、年金事務所で手続きをしてください。

図2 過年度分の申請例

令和2年4月時点で、20歳以上で在学していた場合



令和4年5月中であれば、令和2年4月分までさかのぼって申請することができます。

は、受給する老齢基礎年金額には反映されませんが、年金を受給するための受給資格期間には算入されます。(表)  
**過年度分も申請できます**  
過去の未納期間で学生納付特例の申請をしていない期間がある場合、学生だったことを証明できるものがあれば、申請日から2年1カ月前の分までさかのぼって申請できます。(図2)

## 年金手帳

# 国民年金保険料 学生納付特例制度

令和4年度の申請受付は4月1日(金)から

学生で国民年金保険料を納めることが難しい場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度があります。

### 問い合わせ

戸籍住民課国民年金係(市庁舎1階、☎65・4143)、  
帯広年金事務所(西1南1、☎25・8113、音声案内2番↓2番)

国民年金制度は、20歳から60歳までの40年間の納付状況によって年金額が決定されます。届け出を忘れたり、国民年金保険料の未納があると将来受け取る年金額が減少するだけでなく、万一の事故や病気により障害が残った場合に、障害基礎年金を受け取れない場合があります。

## 保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」

学生で国民年金保険料を納めることが困難な場合、本人の所得が基準額(図1)以下であれば、申請により在学中の保険料納付が猶予されます。

## 学生納付特例承認後の年金

学生納付特例が承認された期間

令和4年度(令和4年4月〜5月3日)の学生納付特例の申請受付は、4月1日(金)からです。戸籍住民課または帯広年金事務所に学生納付特例申請書を提出してください。郵送での申請を希望される場合は問い合わせください。また、令和3年度に学生納付特例が承認されていて、令和4年度も引き続き同じ学校に在学予定の人は、日本年金機構から4月上旬に送付される学生納付特例申請書(はがき)に必要な事項を記入して返送してください。